

株 主 各 位

東京都板橋区板橋一丁目10番14号  
**株式会社東京カソード研究所**  
代表取締役社長 大久保 尚武

### 第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月24日（水曜日）午後2時  
（開催時刻が昨年より2時間早くなりましたので、お間違えのないようご注意願います。）
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号  
メトロポリタンプラザオフィスタワー12階 第1会議室  
（別紙の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第56期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第56期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役4名選任の件  
第3号議案 会計監査人2名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tclab.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎株主総会終了後、同会場において「2009年度経営方針説明会」を開催いたしますが、毎年開催しております隣接会場での「株主懇談会」及び「株主総会ご来場記念品」のお渡しは経費見直しのため、今回は中止いたします。

(提供書面)

## 事業報告

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、上半期は米国発のサブプライムローン問題に起因する金融市場の混乱や原油・原材料高の影響により、景況感が悪化しました。下半期になると世界的な金融市場の混乱が実体経済へ深刻な影響を与え、未曾有の経済危機に陥り、先行きの不透明感が増し、一段と厳しい状況となりました。

電気・電子業界におきましても、世界的な景気後退による需給バランスの悪化のため価格が下落し、設備投資が縮小され、生産・雇用調整を背景に消費者心理が冷え込み、企業業績がより厳しい状況となりました。

このような状況のもと、当社グループは、収益の改善を図ることを目的とした経費削減プランを実施し、役員を含む管理職に対して報酬・給与を一部カットする等対策を講じてまいりました。

しかしながら、予想をはるかに超える生産調整や打ち切りによる受注の減少、取引先の民事再生に伴う債権不良化、事業計画の見直しに伴う翌期への出荷繰越など、想像をしなかった事態に当社の対抗策が大きく遅れをとったため損失の拡大を招き、さらに、統合業務パッケージの導入断念による費用の計上、関係会社株式の評価損計上、税効果会計に準じた繰延税金資産の取崩しによる法人税等調整額（損失）計上等の経理処理が加わったため、2度にわたる業績予想の修正と配当予想の修正開示を行い、また4半期開示毎に訂正及び修正を繰り返す失態を晒し、当社創業以来のご迷惑・ご心配をおかけいたしました。

株主のみなさまにはまことに申し訳なく深謝する次第であります。

この結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は11,672百万円（前連結会計年度に比べて3,483百万円の減少）、経常損失は1,567百万円（前連結会計年度は経常利益793百万円）、当期純損失は2,674百万円（前連結会計年度は当期純利益165百万円）を計上することとなりました。

期末配当の実施につきましては、今回見送ることとさせていただきたく、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

事業の種類別セグメントの業績とその要因は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より事業の種類別セグメントを変更しております。また、前期との比較にあたっては、前連結会計年度分を変更後の区分に分離して行っております。

#### 【電子部品事業】

主力のモリブデン電極および溶接品については、上半期は順調に売上が推移しましたが、景気後退の影響を受け、下半期は受注が急激に大きく減少し、例年に現れる年度末での上昇回復も見込むことが出来ませんでした。また、取引先からのコスト削減要請への対応のため利益が落ち込みました。半導体部品については、半導体生産の稼働率が低迷している影響を受け、売上が伸びませんでした。この事業の売上高は4,345百万円、営業損失は47百万円となりました。

#### 【プローブカード事業】

世界的不況で半導体メーカーの減産・投資抑制が継続していることから、プローブカードの受注が低迷し、売上高が大きく減少しました。このため材料費低減、中国での生産拡大など原価低減活動、労務費・経費圧縮にも努めてまいりましたが対抗策の打ち出しに手間取ったことや、急激な半導体市場の落ち込みを補うことができず、利益に貢献するまでには至りませんでした。この事業の売上高は4,210百万円、営業損失は253百万円となりました。

#### 【A T E 事業】

主力製品のLCDオープン・ショート検査システムが売上に貢献しましたが、台湾および韓国メーカーに対する納入を翌期へシフトした結果、売上が計画まで達しませんでした。この事業の売上高は2,087百万円、営業利益は9百万円となりました。

#### 【O V I S 事業】

経営環境が厳しい中、将来を見込んで投資をした韓国の偏光板メーカーに対して、人に依存せず、合理的な設備として評価を受けたRo11偏光板切断システムが売上に貢献しました。しかし、LCD市場低迷による設備投資抑制の影響が大きく、売上が伸びませんでした。この事業の売上高は1,029百万円、営業損失は377百万円となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当社グループにおいて当連結会計年度中に実施しました設備投資の額は、391,588千円であり、そのうち主なものは、次のとおりであります。

当 社	280,449千円	生産機械装置
TOKYO CATHODE LABORATORY (GUANGZHOU) CO., LTD.	29,003千円	生産機械装置
株 式 会 社 北 光 電 子 工 業	27,211千円	生産機械装置
TOKYO CATHODE LABORATORY (SINGAPORE) PTE LTD	13,415千円	生産機械装置

## (3) 資金調達の状況

当社グループにおいて当連結会計年度中に実施しました資金調達の額は9億円であり、銀行借入によるものであります。その内訳は、運転資金であります。

## (4) 対処すべき課題

景気の低迷が続き収益の確保が非常に厳しい中で、当社グループは、事業部内のコスト見直しと売れる製品へのモノづくり、業務の再構築による企業収益基盤の確立に向けて、各事業を強化し、従業員1人1人が能力を最大限活用できる組織体制を整えていきます。

### 【電子部品事業】

液晶テレビ市場は昨年末からの在庫過多による生産調整も終息し、中国を中心としたアジアの新興国の牽引力により少しずつ回復の兆しを見せております。ただし、既存の液晶テレビ等の価格は下落したままであり、一層のコスト削減が要求されます。

このため当社グループは、市場の要求が高い低価格電極の開発及び販売を目指し、収益の確保を狙います。

### 【プローブカード事業】

半導体市場の一部では、すでに景気の底が見え始めたのではないかという情報があるものの、取引先の生産状況が不安定であることや、価格の低減要請、また海外における競合会社の台頭などから、依然として厳しい状況が見込まれます。当社グループは、売上の回復が見込まれない中で、海外子会社での生産効率と技術力の向上のための支援や徹底したコスト管理により、収益の黒字化を目指します。

### 【A T E 事業】

液晶パネルの用途拡大から、検査機器についても市場の反応は良好です。当社は主力製品である液晶用フルオート非接触オープン・ショート検査機器の拡販に注力するため、機能性の強化、短納期対応、海外生産体制などによるコスト低減策の確立等により、受注の確保を行います。

### 【O V I S 事業】

高品位タッチパネル市場に向けて新製品を投入するとともに、主力のビジョンシステムの拡販を推進するため、製品の優位性・独自性を主眼として積極的に営業攻勢を行ってまいります。また、市場における当社認知度の向上を図り、売上を確立していきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 5 3 期 (平成17年度)	第 5 4 期 (平成18年度)	第 5 5 期 (平成19年度)	第 5 6 期 (平成20年度)
売 上 高 (千円)	12,751,147	14,560,993	15,155,663	11,672,291
経常利益または経常損失 (△) (千円)	518,023	1,019,075	793,808	△1,567,949
当期純利益または当期純損 失(△) (千円)	238,394	459,302	165,120	△2,674,236
1株当たり当期純利益また は当期純損失(△) (円)	44.31	82.44	28.95	△468.88
総 資 産 (千円)	17,681,497	17,861,045	17,948,843	12,617,145
純 資 産 (千円)	7,960,999	8,831,480	8,688,995	5,730,171

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失及び1株当たり純資産額の算出にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
2. 第54期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
内 田 工 業 株 式 会 社	東京都北区	80,000千円	100.0%	電子部品事業
株 式 会 社 北 光 電 子 工 業	北海道空知郡	20,000千円	100.0%	電子部品及びプローブカード事業
株 式 会 社 ビー テ ッ ク ジャ パ ン	東京都板橋区	60,000千円	100.0%	プローブカード事業
東 京 探 針 股 份 有 限 公 司	台 湾	40,000千 新台幣ドル	100.0%	プローブカード事業
TOKYO CATHODE LABORATORY (SINGAPORE) PTE LTD	シンガポール	1,000千 シンガポールドル	100.0%	プローブカード事業
TOKYO CATHODE LABORATORY (H.K.) CO., LIMITED	香 港	10,000千 香港ドル	100.0%	プローブカード事業
TOKYO CATHODE LABORATORY (GUANGZHOU) CO., LTD.	中 国	17,500千 香港ドル	100.0%	プローブカード事業

### ③ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

(平成21年3月31日現在)

事業部門	主要製品
電子部品事業	電子管用部品（カソード、ヒーター）、蒸着用素子、CRT用部品、LCD表示用部品、CCFL用モリブデン電極、インプラネーション加工部品、エッチャー用アルミパーツ、シリコン電極等
プローブカード事業	IC用プローブカード、液晶駆動IC用プローブカード、垂直型プローブカード、OCプローブ、プローブピン等
A T E 事業	液晶基板用検査装置、PDP用検査装置、低温p-Si TFT液晶パネル用検査装置、VICプローブ等
O V I S 事業	VISION関連装置等

## (8) 主要な営業所及び工場

(平成21年3月31日現在)

当 社	東京都板橋区
	埼玉県比企郡
	熊本県阿蘇郡
	大阪府大阪市
内 田 工 業 株 式 会 社	東京都北区
	北海道空知郡
株 式 会 社 北 光 電 子 工 業	北海道空知郡
株 式 会 社 ビ ー テ ッ ク ジャ パ ン	東京都板橋区
	埼玉県比企郡
東 京 探 針 股 份 有 限 公 司	台湾（生産・販売）
TOKYO CATHODE LABORATORY (SINGAPORE) PTE LTD	シンガポール（生産・販売）
TOKYO CATHODE LABORATORY (H. K.) CO., LIMITED	中国（生産・販売）
TOKYO CATHODE LABORATORY (GUANGZHOU) CO., LTD.	中国（生産）
	中国上海市（販売）

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

(平成21年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
789名	47名減

### ② 当社の従業員の状況

(平成21年3月31日現在)

従業員数	前会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
240名	7名増	39.9歳	12.3年

(注) 上記従業員数には、社外から当社への出向社員を含んでおり、当社から社外への出向者は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先

(平成21年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,921百万円
株式会社三井住友銀行	1,469百万円
株式会社みずほ銀行	245百万円

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行並びに株式会社みずほ銀行と、極度限度額20億円のファシリティ契約を締結しております。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(平成21年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	15,789,800株
(2) 発行済株式の総数	
前期末	5,767,268株
当期中の増減	－株
当期末	5,767,268株
(3) 株主数	3,921名
(4) 大株主	

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
大 久 保 利 次 郎	453千株	7.95%
大 久 保 國 子	281千株	4.94%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	210千株	3.69%
第 一 生 命 保 險 相 互 会 社	200千株	3.51%
大 久 保 尚 武	190千株	3.33%
大 久 保 芳 枝	156千株	2.75%
大 久 保 有 希	109千株	1.92%
藤 代 弘	100千株	1.75%
T C L 社 員 持 株 会	78千株	1.37%
山 田 忠 雄	76千株	1.34%

(注) 1. 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループより平成20年7月22日付で提出されました大量保有報告書により、平成20年7月14日現在で株券232千株(4.03%)を保有している旨の報告を受理しております。

2. 出資比率は、自己株式(63,806株)を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成21年3月31日現在)

区 分		株式会社東京カソード研究所 第2-1回新株予約権
発行決議の日		平成20年7月17日
新株予約権の数		70個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり57,400円 (1株あたり574円)
権利行使期間		平成22年8月1日から 平成26年7月31日まで
当社 役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数： 30個 目的となる株式数： 3,000株 保有者数： 3名
	社外取締役	新株予約権の数： 10個 目的となる株式数： 1,000株 保有者数： 1名
	監査役	新株予約権の数： 30個 目的となる株式数： 3,000株 保有者数： 3名
新株予約権行使の条件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</li> <li>・相続は認めない。</li> <li>・新株予約権の一部行使はできない。</li> <li>・その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</li> </ul>

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付された新株予約権の状況

(平成21年3月31日現在)

区 分		株式会社東京カソード研究所 第2-2回新株予約権
発行決議の日		平成20年7月17日
新株予約権の数		1,260個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 126,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり57,400円 (1株あたり574円)
権利行使期間		平成22年8月1日から 平成26年7月31日まで
使用人等の保有状況	当社使用人	新株予約権の数： 1,100個 目的となる株式数： 110,000株 交付者数及び個数： 執行役員3名 30個 従業員214名 1,070個
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数： 160個 目的となる株式数： 16,000株 交付者数及び個数： 役員2名 20個 従業員28名 140個
新株予約権行使の条件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</li> <li>・相続は認めない。</li> <li>・新株予約権の一部行使はできない。</li> <li>・その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</li> </ul>

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成21年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役会長	大久保 利次郎	
代表取締役社長	大久保 尚 武	
常務取締役	安 部 英 夫	O V I S事業部長
取 締 役	矢 野 豊 年	A T E事業部長
取 締 役	野 上 美 郎	電子部品事業部長
社外取締役	山 中 英 嗣	グローバルタスクフォース株式会社代表取締役社長
常勤監査役	後 藤 人 三	
監 査 役	臼 田 浩 義	株式会社J-リザーブ代表取締役社長
監 査 役	福 村 久 夫	税理士

- (注) 1. 取締役山中英嗣氏は社外取締役であります。
2. 監査役後藤人三氏及び臼田浩義氏並びに福村久夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役臼田浩義氏は、主計部門を所管する役員を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役福村久夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役安部英夫氏は、平成21年3月31日付をもって、辞任いたしました。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員	支 払 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	186,958千円 (18,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	26,212千円 (26,212千円)
合 計	9名	213,171千円

- (注) 1. 取締役の支払額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別の基準報酬額に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しております。各監査役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査役会で決定した基準に従い算定しております。

### (3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行者としての兼務状況及び当社と当該他の会社との関係

取締役山中英嗣氏は、グローバルタスクフォース株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社はグローバルタスクフォース株式会社との間に取引等の関係はありません。

監査役白田浩義氏は、株式会社J-リザーブの代表取締役社長を兼務しており、また、株式会社イーティックス及びdブロード株式会社の取締役会長、響きパートナーズ株式会社及び株式会社トラベルキッズ並びにAnova Solutions, Inc. (米国) の取締役を兼務しております。なお、当社は各会社との間に取引等の関係はありません。

② 他の会社の社外役員の兼任状況

監査役福村久夫氏は、ムサシノ機器株式会社及びボッシュパッケージングテクノロジー株式会社の社外監査役であります。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (12回開催)	
	出席回数	出席率
取締役 山中英嗣	11回	91.7%

(注) 取締役山中英嗣氏は平成20年6月25日開催の第55期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。

	取締役会 (16回開催)		監査役会 (10回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 後藤人三	16 <sup>回</sup>	100.0 <sup>%</sup>	10 <sup>回</sup>	100.0 <sup>%</sup>
監査役 白田浩義	11	68.7	9	90.0
監査役 福村久夫	12	75.0	9	90.0

イ. 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役山中英嗣氏は、企業統治（ガバナンス）の観点から、当社の経営に適正となる指摘、意見を述べております。

監査役後藤人三氏は、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問及び助言を行っております。

監査役臼田浩義氏は、当社及びグループ会社の経理状況及び内部監査について適宜必要な提言を行っております。

監査役福村久夫氏は、税理士としての専門的見地から当社の経理状況について適宜必要な助言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 公認会計士 桜友共同事務所  
監査責任者 公認会計士 西山 隆司  
同 同 井口 勝
- (2) 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33,000 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、当社と会計監査人との監査契約における報酬等の額は、監査責任者2名のほか監査従事者8名及びその他2名の合計額を記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、後記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と、解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

#### ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、すべての社員及び役員の行動規律として、企業倫理規程及び企業行動憲章を定め、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための指針とする。

この体制の徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部及び外部の第三者を用いた役職員教育等を行う。内部監査室は、管理本部と連携し、各部署のコンプライアンス状況について随時監査を行い、定期的に監査役及び代表取締役に報告するものとする。

万一、コンプライアンス上に疑義のある行為が行われ、あるいは、その疑いのある行動に気づいた場合、相談及び直接情報提供を受ける窓口となる手段を構築することとする。また、通報内容は秘守するとともに、通報者に対して不利益とならないように配慮する。

また、社会生活の秩序や安全に脅威をあたえ、健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力とは一切関わりを持たない体制を整備し、それらによる不当な要求に対して、組織全体として毅然とした態度で対応する。

#### ② 取締役会の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する事項

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令及び社内における文書管理規程、取締役会規程、稟議規程等に従い、文書または保存媒体に応じて適切かつ確実に保存を行うとともに、適正に管理するものとする。また、個人情報の管理については、個人情報管理規程に基づき厳格に管理を行う。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクは常にどの部署においても発生するものと認識し、それぞれの担当部署において適宜リスク回避を行うことができるようにするため、経営危機管理規程に従い、管理体制の整備を進める。

また、法令の改正、事業環境の変化等に柔軟に対応すべく、取締役会においても速やかに対応責任者となるものを定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会において重要事項の決定及び執行役員が指示する業務執行状況の監査を行い、効率的に職務の執行が成されているかを検証する。

また取締役は、業務執行の階下組織である経営会議に出席し、業務執行の監督を行う。

業務の運営に関しては、年度計画に基づき各年度予算を立案し、また各部門においては、その目標達成に向けて具体的な戦略を立案・実行する。

⑤ 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループのセグメント別の事業責任者となる担当取締役を置き、法令遵守、リスク管理体制に関する構築と責任を持たせるとともに、本社管理本部と横断的なつながりを持ってこれを推進する。

業務の適正を確保する体制は、通常、内部監査規程、子会社管理規程等により行い、担当取締役が適宜その適正を確認する。

海外子会社においては、現地の法令及び慣習を尊重して行う。

⑥ 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、職務を補助するため監査役室を設置し、監査役室所属の社員に対して監査業務に必要な命令を下す権限を持つ。監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役室社員は、その命令に対し取締役の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

当社は、経営会議で決議された事項、内部通報情報、内部監査状況、リスク管理に関する重要な事項等、監査役から監査に必要な事項としてこれらの説明を求められた場合は、速やかに、監査役または監査役会において報告を行う。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、年次監査計画の策定に当たり、会計監査人及び内部監査室と十分に調整を行い、監査の方法及び監査業務の役割分担について監査役会で決定するだけでなく、定期的に代表取締役、会計監査人と情報交換を行い、緊密な連携を保ち、監査の達成を図る。

また監査役は、監査業務を適切に遂行するため、監査役会規程に則り重要な会議等に出席し、また稟議書その他の重要な書類を閲覧し、取締役及び社員から監査業務に必要とされる報告を求めることができる。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

### [ I ] 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、①長年にわたり蓄積された素材の基礎研究と加工技術、②製品を作り上げる中で育まれた信頼関係、③常にニーズを先取りし挑戦する独創的技術の研究開発力、並びに④優秀な人材の確保及び高度な技術力を育む体制の4点に集約されます。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、これらの当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### [ II ] 取組みの具体的内容

#### 1. 当社の適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は創業以来、「全員一致協力により最良の製品を世に出して、最大ではなく最良の会社-Good Company-を目指す」を経営理念に掲げて、上記企業価値の源泉をもとに事業展開を推進し、発展してまいりました。

さらに、各事業のそれぞれの社員に対する社内教育プログラムを導入しております。これにより、『全員一致協力』して『最良の製品』を生み出すための当社の理想像を創り上げて『最良の会社』を目指すことは、企業価値・株主共同の利益の向上に大きく貢献するものと確信しております。

今後、時代の変革がますます加速されていく中で、当社は研究開発型企業の利点を活かしつつ、半導体分野とディスプレイ分野を両軸にさらなる研鑽を続け、お客様との強固な信頼関係を築いて

まいります。

このために当社は、確実な成長を実現するための基軸として、当社内における経営指針として、平成20年度から平成22年度に係る中期3ヵ年経営計画『ネクストステージ』を策定しております。

当社はこの中期3ヵ年経営計画の基本方針として、電子部品事業においては半導体部品での新たな核となるビジネスの進出を進め、プローブカード事業においては生産効率と新開発品の投入による海外及び国内の新市場開拓を行い、装置事業においては今年度よりATE事業部、OVIS事業部に分離するなどし、それぞれが互いの特色を生かした分野に集中して収益の確実な黒字化を目指しております。そして具体的には、利益確保と資本効率の向上を図るべく、営業利益率10.0%及び株主資本利益率8.0%を実現することを目標に据えております。

中期3ヵ年経営計画における上記諸施策への積極的な取組みを足がかりに、当社は『最良の会社』へのステップを踏みしめつつ、さらに企業価値を向上させてまいります。

当社は、独立性のある社外監査役を含む監査役会が定例的に開催されるとともに、監査役は取締役会のみならず経営会議や重要な会議に出席し、必要に応じ取締役会に対する意見を述べ、業務執行を監督するとともにコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

このため当社は、第55期定時株主総会において、独立性のある社外取締役1名を選任いたしました。これにより、当社の経営の透明性をより高いものいたします。

さらに当社は、内部統制システムの基本方針を定め、役職員等に対するコンプライアンス遵守に関する教育を実施し、内部統制の強化を図っております。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

## 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、定款第41条の規定に基づき、平成20年6月25日に開催された第55期定時株主総会における株主の皆様の承認を得て、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

### (1) 目的

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

### (2) 手続きの設定

本プランは、当社株式等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記(1)の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、

本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買取を実行してはならないものとされています。

(3) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買取者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式等の買取を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買取者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合、その行使又は当社による取得に伴って買取者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買取者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(4) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される独立委員会（当社社外取締役1名、当社社外監査役1名及び社外の有識者1名から構成されます。）の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、実務上適切であると判断する場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができます。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

[Ⅲ] 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ 1. の取組み）について

上記Ⅱ 1. に記載した中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅱ 2. の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案（もしあれば）を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針及び証券取引所規則の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。また、本プランは、株式会社ジャスダック証券取引所における上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則第2条の2（買収防衛策の導入に係る尊重事項）の定める尊重義務を遵守し、かつ株券上場廃止基準の定める上場廃止の基準にも該当しません。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、定時株主総会において、本プランに係る委任決議がなされることにより導入されます。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

③ 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、社外取締役等から構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株式等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

---

(注) 本事業報告の記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率につきましては四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,777,760</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,247,678</b>
現金及び預金	1,717,118	支払手形及び買掛金	1,703,289
受取手形及び売掛金	2,474,227	短期借入金	3,047,040
有価証券	10,591	リース債務	23,944
商品及び製品	877,057	未払金	268,849
仕掛品	776,893	未払法人税等	20,914
原材料及び貯蔵品	1,040,519	その他	183,640
繰延税金資産	6,741	<b>固定負債</b>	<b>1,639,295</b>
未収入金	609,169	長期借入金	833,250
その他	279,904	リース債務	101,920
貸倒引当金	△14,462	退職給付引当金	563,398
<b>固定資産</b>	<b>4,839,384</b>	その他	140,726
<b>有形固定資産</b>	<b>3,444,736</b>	<b>負債合計</b>	<b>6,886,973</b>
建物及び構築物	1,279,479	<b>(純資産の部)</b>	
機械装置及び運搬具	697,816	<b>株主資本</b>	<b>5,836,198</b>
工具、器具及び備品	219,351	資本金	2,323,105
土地	1,083,347	資本剰余金	2,984,214
リース資産	125,232	利益剰余金	601,411
建設仮勘定	39,508	自己株式	△72,532
<b>無形固定資産</b>	<b>38,963</b>	評価・換算差額等	△110,094
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,355,684</b>	その他有価証券評価差額金	△3,463
投資有価証券	574,483	為替換算調整勘定	△106,630
長期前払費用	54,044	<b>新株予約権</b>	<b>4,067</b>
その他	795,908	<b>純資産合計</b>	<b>5,730,171</b>
貸倒引当金	△68,752	<b>負債純資産合計</b>	<b>12,617,145</b>
<b>資産合計</b>	<b>12,617,145</b>		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,672,291
売上原価	9,534,217
売上総利益	2,138,074
販売費及び一般管理費	3,619,997
営業損失	1,481,923
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	9,645
受補助金収入	5,822
保険金の収入	10,000
その他	84,925
営業外費用	
支払利息	52,556
為替差損	100,253
シモンデータローン手数料	12,959
持分法による投資損失	18,001
その他	12,648
経常損失	196,419
特別利益	
固定資産売却益	443
投資有価証券売却益	1,925
その他	20,063
特別損失	
固定資産除却損	287,248
固定資産売却損	15,310
投資有価証券評価損	44,346
関係会社株式評価損	32,601
その他	57,227
税金等調整前当期純損失	436,735
法人税、住民税及び事業税	24,732
法人税等調整額	667,251
当期純損失	1,982,251
	691,984
	2,674,236

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日残高	2,323,105	2,984,214	3,389,717	△72,532	8,624,504
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△114,069		△114,069
当期純利益			△2,674,236		△2,674,236
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△2,788,305	-	△2,788,305
平成21年3月31日残高	2,323,105	2,984,214	601,411	△72,532	5,836,198

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成20年3月31日残高	29,834	34,656	64,491	-	8,688,995
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△114,069
当期純利益					△2,674,236
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△33,298	△141,287	△174,585	4,067	△170,518
連結会計年度中の変動額合計	△33,298	△141,287	△174,585	4,067	△2,958,824
平成21年3月31日残高	△3,463	△106,630	△110,094	4,067	5,730,171

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・連結子会社の名称 内田工業(株)  
(株)ビーテックジャパン  
(株)北光電子工業  
東京探針股份有限公司  
TOKYO CATHODE LABORATORY (SINGAPORE) PTE LTD  
TOKYO CATHODE LABORATORY (H. K.) CO., LIMITED  
TOKYO CATHODE LABORATORY (GUANGZHOU) CO., LTD.

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称等 TCL Technologies, Inc.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 2社
- ・会社等の名称 石家荘宝東電子有限公司  
MICRO HIGH TECH CO., LTD.

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・会社等の名称 TCL Technologies, Inc.  
CRATTO INC.  
各社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

##### ③ 持分法の適用会社の状況

決算日が連結会計年度と異なっており、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)ビーテックジャパン、東京探針股份有限公司、TOKYO CATHODE LABORATORY (SINGAPORE) PTE LTD、TOKYO CATHODE LABORATORY (H. K.) CO., LIMITED、及びTOKYO CATHODE LABORATORY (GUANGZHOU) CO., LTD. の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております）

・時価のないもの

主として移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ196,664千円増加しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械装置及び運搬具 2年～8年

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税の改正を契機として、当連結会計年度より、機械装置について耐用年数の見直しを行っております。これにより、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ66,569千円増加しております。

- ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く)
- ・自社利用のソフトウェア
  - ・その他の無形固定資産
- ハ. リース資産
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
- ロ. 退職給付引当金
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ハ. ヘッジ方針
- 社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。  
定額法を採用しております。
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- 当社及び国内連結子会社並びに一部国外連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
- 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。
- ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…長期借入金
- デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ニ、ヘッジ有効性評価の方法      ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他連結計算書類作成に関する重要な事項

・消費税等の会計処理      消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

⑥ 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

① リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

当連結会計年度における損益に与える影響は軽微であります。

② 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

当連結会計年度における損益に与える影響は軽微であります。

(6) 連結貸借対照表の表示方法の変更

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ1,114,189千円、480,581千円、1,139,597千円であります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物及び構築物	77,541千円
土地	83,856千円
計	161,398千円

上記物件は、一年以内返済予定長期借入金12,900千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,039,003千円

## 3. 連結株主資本等変動計算書関係

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	5,767千株	－千株	－千株	5,767千株
合計	5,767千株	－千株	－千株	5,767千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	63千株	－千株	－千株	63千株
合計	63千株	－千株	－千株	63千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

イ. 平成20年6月25日開催第55期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金総額 85,551千円
- ・1株当たり配当金 15円
- ・基準日 平成20年3月31日
- ・効力発生日 平成20年6月26日

ロ. 平成20年11月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金総額 28,517千円
- ・1株当たり配当金 5円
- ・基準日 平成20年9月30日
- ・効力発生日 平成20年12月6日

## 4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,003円97銭
- (2) 1株当たり当期純損失 468円88銭

## 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	6,206,621	流動負債	4,972,312
現金及び預金	826,743	支払手形	1,473,848
受取手形	79,045	買掛金	762,061
売掛金	2,203,446	短期借入金	2,000,000
有価証券	10,591	一年以内長期借入金	461,700
商品・材料	878,975	リース債	23,944
原価	725,276	未払金	116,383
仕掛品	647,956	未払費用	56,860
貯蔵品	9,797	未払法人税等	10,158
前払費用	7,876	預り金	31,440
短期貸付	16,829	その他	35,914
未収入金	680,988	<b>固定負債</b>	1,339,106
未消費税	60,112	長期借入金	694,950
その他当金	71,492	リース債	101,920
貸倒引当金	△12,511	退職給付引当金	504,049
<b>固定資産</b>	4,624,382	繰延税金負債	33,812
有形固定資産	2,136,300	その他	4,374
建物	785,959	<b>負債合計</b>	6,311,419
構築物	18,617	<b>(純資産の部)</b>	
機械及び装置	109,433	株主資本	4,518,904
車両運搬具	919	資本金	2,323,105
工具器具備品	146,863	資本剰余金	2,984,214
土地	909,765	資本準備金	2,984,214
建物	125,232	利益剰余金	△715,882
無形固定資産	39,508	利益準備金	478,125
のれん	35,702	土地圧縮積立金	49,872
特許権	21,376	株式消却積立金	124,499
ソフトウェア	5,000	別途積立金	1,450,000
電話加入権	3,792	繰越利益剰余金	△2,818,379
投資その他の資産	5,534	<b>自己株式</b>	△72,532
投資有価証券	2,452,379	評価・換算差額等	△3,387
関係会社株	454,317	その他有価証券評価差額金	△3,387
関係会社出資金	1,103,494	<b>新株予約権</b>	4,067
長期貸付	10	<b>純資産合計</b>	4,519,584
その他当金	284,806	<b>負債純資産合計</b>	10,831,003
貸倒引当金	315,000		
	456,413		
	△161,663		
<b>資産合計</b>	10,831,003		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,771,584
売 上 原 価	9,262,804
売 上 総 利 益	1,508,780
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,114,490
営 業 損 失	1,605,709
営 業 外 収 益	217,323
営 業 外 費 用	76,984
経 常 損 失	1,465,371
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,925
そ の 他	940
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	270,088
投 資 有 価 証 券 評 価 損	37,176
関 係 会 社 株 式 評 価 損	212,195
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	99,011
そ の 他	28,549
税 引 前 当 期 純 損 失	2,109,527
法 人 税 、 住 民 税 及 事 業 税	10,005
法 人 税 等 調 整 額	724,797
当 期 純 損 失	2,844,329

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金合計
					土地圧縮積立金	株式消却積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成20年3月31日残高	2,323,105	2,984,214	2,984,214	478,125	49,872	124,499	1,450,000	140,019	2,242,517
事業年度中の変動額									
剰余金の配当			-					△114,069	△114,069
当期純利益			-					△2,844,329	△2,844,329
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			-						-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	△2,958,399	△2,958,399
平成21年3月31日残高	2,323,105	2,984,214	2,984,214	478,125	49,872	124,499	1,450,000	△2,818,379	△715,882

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成20年3月31日残高	△72,532	7,477,303	29,785	29,785	-	7,507,089
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△114,069		-	-	△114,069
当期純利益		△2,844,329		-	-	△2,844,329
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		-	△33,172	△33,172	4,067	△29,105
事業年度中の変動額合計	-	△2,958,399	△33,172	△33,172	4,067	△2,987,504
平成21年3月31日残高	△72,532	4,518,904	△3,387	△3,387	4,067	4,519,584

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

・ 製品および仕掛品

プローブカードおよび装置

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

その他

月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・ 商品、原材料および貯蔵品

月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（会計方針の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ196,664千円増加しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

機械装置 2年～8年

（追加情報）

減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税の改正を契機として、当事業年度より、機械装置について耐用年数の見直しを行っております。

これにより、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ48,891千円増加しております。

② 無形固定資産  
(リース資産を除く)

③ リース資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

### (4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建売上債権

b. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…長期借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法      ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。  
ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

②会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

当事業年度における損益に与える影響は軽微であります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 偶発債務

金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証(手形割引含む)を行っております。

株式会社北光電子工業	42,900千円
------------	----------

(2) 減価償却累計額	2,620,867千円
-------------	-------------

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	310,740千円
--------	-----------

長期金銭債権	315,000千円
--------	-----------

短期金銭債務	869,222千円
--------	-----------

長期金銭債務	4,374千円
--------	---------

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引

① 売上高	237,526千円
② 仕入高等	3,763,069千円
③ 営業取引以外の取引高	197,214千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式の数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式	63	—	—	63

### 5. 税効果に関する事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	201,619
投資有価証券評価損	95,670
会員権等評価損	53,325
貸倒引当金	69,670
繰越欠損金	931,870
その他	208,847
評価性引当額	<u>△1,561,004</u>
繰延税金資産合計	<u>—</u>
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	<u>△33,812</u>
繰延税金負債合計	<u>△33,812</u>
繰延税金負債の純額	<u>△33,812</u>

## 6. リース取引に使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

### (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	47,745千円	22,306千円	25,438千円
工具器具備品	122,049	85,574	36,474
計	169,795	107,881	61,913

### (2) 未経過リース料期末残高相当額

一年内	33,557千円
一年超	31,081千円
合計	64,639千円

### (3) 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額

支払リース料	40,111千円
減価償却費相当額	37,189千円
支払利息相当額	2,600千円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
個人主要株主	大久保國子	—	—	当社代表取締役会長の配偶者	(被所有) 直接 4.9	—	—	(営業取引以外の取引) 不動産の賃借 (注)	3,200	—	—

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) 不動産の賃借料は、不動産業者数社より聴取した当該物件周辺の市場価格を参考に決定しております。  
なお、取引金額には消費税等を含んでおりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	791円72銭
(2) 1株当たり当期純損失	498円70銭

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年5月20日

株式会社東京カソード研究所  
取締役会 御中

公認会計士 桜友共同事務所

公認会計士 西 山 隆 司 ㊞

公認会計士 井 口 勝 ㊞

私たちは、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京カソード研究所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京カソード研究所及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年5月20日

株式会社東京カソード研究所  
取締役会 御中

公認会計士 桜友共同事務所

公認会計士 西 山 隆 司 ㊞

公認会計士 井 口 勝 ㊞

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京カソード研究所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められず、かつ、整備・運用状況は、継続的な改善が図られているものと認めます。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である公認会計士桜友共同事務所の公認会計士西山隆司氏及び公認会計士井口勝氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である公認会計士桜友共同事務所の公認会計士西山隆司氏及び公認会計士井口勝氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月22日

株式会社東京カソード研究所 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	後藤	人三	Ⓔ
社外監査役	臼田	浩義	Ⓔ
社外監査役	福村	久夫	Ⓔ

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。（現行定款第7条、第9条2項、第12条3項）ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。（現行定款第10条、第12条3項）
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株券の発行）</u>	<u>（株券の発行）</u>
第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	第7条 （ 削 除 ）
<u>（自己株式の取得）</u>	<u>（自己株式の取得）</u>
第8条 （ 条文省略 ）	第7条 （ 現行どおり ）
<u>（単元株式数および単元未満株券の不発行）</u>	<u>（単元株式数）</u>
第9条 （ 条文省略 ）	第8条 （ 現行どおり ）
2 当社は、第7条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるところに</u> <u>ついてはこの限りではない。</u>	2 （ 削 除 ）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第11条</u> ( 条文省略 )</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第10条</u> ( 現行どおり )</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> ( 条文省略 )</p> <p>2 ( 条文省略 )</p> <p>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>(以下、条数を繰り下げる)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u> 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</p>

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。迅速な意思決定を行う為、1名減員して取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の 株式数
1	大久保 利次郎 (昭和21年10月21日生)	昭和47年7月 当社入社 昭和47年9月 取締役 昭和50年5月 代表取締役専務 平成6年3月 代表取締役社長 平成19年4月 代表取締役会長 (現在に至る)  [他の法人等の代表状況] 内田工業株式会社代表取締役会長 株式会社北光電子工業代表取締役社長 TOKYO CATHODE LABORATORY (SINGAPORE) PTE LTD 代表取締役会長	453,550株
2	大久保 尚武 (昭和46年4月10日生)	平成8年4月 当社入社 平成13年4月 理事営業本部海外営業部部长 平成14年4月 理事プローブカード事業部長 平成14年6月 取締役プローブカード事業部長 平成17年4月 専務取締役プローブカード事業部長 平成18年10月 代表取締役専務取締役 平成19年4月 代表取締役社長 (現在に至る)  [他の法人等の代表状況] 東京探針股份有限公司代表取締役社長	190,076株

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の 株式数
3	矢 野 豊 年 (昭和30年10月10日生)	平成15年4月 当社入社 平成15年11月 装置事業部副事業部長 平成16年6月 取締役装置事業部副事業部長 平成18年4月 取締役装置事業部長 平成20年4月 取締役A T E 事業部長 (現在に至る) [他の法人等の代表状況] TCL Technologies Inc. 代表取締役社長	500株
4	※ 竹 本 雅 英 (昭和25年8月26日生)	昭和45年4月 竹本容器株式会社入社 昭和47年5月 同取締役 平成1年10月 同代表取締役 平成16年12月 同代表取締役会長 平成18年4月 同相談役 (現在に至る)	0株

- (注) 1. 取締役候補者大久保利次郎氏は、株式会社北光電子工業の代表取締役社長を兼務しており、同社は当社と電子部品製造及びプローブカード製造等の取引関係があります。
2. 取締役候補者大久保利次郎氏は、内田工業株式会社の代表取締役会長を兼務しており、同社は当社と電子部品製造及び販売等の取引関係があります。
3. 取締役候補者大久保利次郎氏は、TOKYO CATHODE LABORATORY (SINGAPORE) PTE LTDの代表取締役会長を兼務しており、同社は当社とプローブカード製造及び販売等の取引関係があります。
4. 取締役候補者大久保尚武氏は、東京探針股份有限公司(台湾)の代表取締役社長を兼務しており、同社は当社とプローブカード製造及び販売等の取引関係があります。
5. 取締役候補者矢野豊年氏は、TCL Technologies Inc. の代表取締役社長を兼務しており、同社は当社と装置の製造及び販売等の取引関係があります。
6. 上記以外の候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
7. ※印は、新任の取締役候補者であります。
8. 竹本雅英氏は、社外取締役候補者であります。

9. 社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者選定理由について

竹本雅英氏は、長年にわたり竹本容器株式会社の代表取締役を勤められたご経験があり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

竹本雅英氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款29条第2項により責任限定額を500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

(3) その他

当社は、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入しておりますが、竹本雅英氏の社外取締役選任案が承認された場合には、同氏に、独立委員会の委員としても就任いただくことになりません。

### 第3号議案 会計監査人2名選任の件

当社の会計監査人である西山隆司氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、その後任として1名選任をお願いするものであります。また、今後における内部統制を含めた監査体制の充実と監査の品質向上を図るべく、さらに会計監査人1名の追加選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	事務所の所在地	略 歴
1	肥 沼 栄 三 郎 (昭和27年1月8日生)	東京都港区西新橋 二丁目5番11号 公認会計士桜友共 同事務所	昭和58年3月 公認会計士登録 平成11年12月 公認会計士桜友共同事務所代表構成員 (現在に至る)
2	野 中 信 男 (昭和31年3月26日生)	東京都港区西新橋 二丁目5番11号 公認会計士桜友共 同事務所	昭和61年3月 公認会計士登録 平成14年12月 公認会計士桜友共同事務所構成員 (現在に至る)

(注) 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

以上



